

## 8. 目的外補正(特許法第17条の2第5項)に関する事例集

目的外補正に関連する運用をより明確化するために、具体的な事例に基づいて、目的外補正の判断、出願人の対応等について説明する。

### (留意事項)

- (1) 本事例集は、目的外補正に関する運用を説明する目的で作成したものである。そのため、事例における特許請求の範囲等の記載は、目的外補正の説明を容易にするため、簡略化するなどの修正が加えられており、必ずしも模範的なものとはなっていない点に留意されたい。
- (2) 第17条の2第5項の規定の適用に当たっては、審査官は、その立法趣旨を十分に考慮し、本来保護されるべきものと認められる発明について、既になされた審査結果を有効に活用して迅速に審査をすることができると認められる場合についてまでも、必要以上に厳格に運用することがないようにする。

### 事例一覧

(一覧中、「○」は、補正が以下の(a)から(c)までのそれぞれで取り扱う事項を目的とすることを意味する。「×」は、補正が目的外補正であることを意味する。)

#### (a) 特許請求の範囲の限定的減縮

事例番号	発明の名称	備考	判断
<a href="#">事例 1</a>	予測式電子体温計	発明特定事項の限定	○
<a href="#">事例 2</a>	現像装置	発明特定事項の限定	○
<a href="#">事例 3</a>	ノブ	発明特定事項の限定	○
<a href="#">事例 4</a>	シリアル型サーマルプリンター	発明特定事項の限定	○
<a href="#">事例 5</a>	変速機の歯車箱	発明特定事項の限定	○
<a href="#">事例 6</a>	バケットコンベア	発明特定事項の限定	○
<a href="#">事例 7</a>	異常運転防止装置	発明特定事項の限定	×
<a href="#">事例 8</a>	出力回路	発明特定事項の限定	○
<a href="#">事例 9</a>	光信号の双方向伝送方法	発明特定事項の限定	○
<a href="#">事例 10</a>	ガイダンス機能付き入力装置	発明特定事項の限定	×
<a href="#">事例 11</a>	番組表作成装置	発明特定事項の限定	×
<a href="#">事例 12</a>	ドアの錠装置	発明特定事項の限定 /解決しようとする課題の同一性	×
<a href="#">事例 13</a>	圧力式高度計付き電子腕時計	発明特定事項の限定 /解決しようとする課題の同一性	×
<a href="#">事例 14</a>	電動工具装置	発明特定事項の限定 /解決しようとする課題の同一性	×
<a href="#">事例 15</a>	化合物 C の製造方法	発明特定事項の限定 /解決しようとする課題の同一性	×
<a href="#">事例 16</a>	煎餅	発明特定事項の限定 /解決しようとする課題の同一性	×

<a href="#">事例 17</a>	面状発光装置	解決しようとする課題の同一性	×
<a href="#">事例 18</a>	トランプ組み合わせゲーム装置	解決しようとする課題の同一性	×
<a href="#">事例 19</a>	カバーシート	解決しようとする課題の同一性	×
<a href="#">事例 20</a>	タップ	解決しようとする課題の同一性	×
<a href="#">事例 21</a>	平面表示パネル	産業上の利用分野の同一性	○
<a href="#">事例 22</a>	クラッチ	産業上の利用分野の同一性	○
<a href="#">事例 23</a>	化粧品	産業上の利用分野の同一性	○
<a href="#">事例 24</a>	界面活性剤 A	産業上の利用分野の同一性	×
<a href="#">事例 25</a>	電気弦楽器用弦	産業上の利用分野の同一性	○

(b) 誤記の訂正／明瞭でない記載の釈明

事例番号	発明の名称	備考	判断
<a href="#">事例 26</a>	切羽断面のマーキング方法	誤記の訂正	○
<a href="#">事例 27</a>	単結晶の製造方法	誤記の訂正	○
<a href="#">事例 28</a>	水系洗浄剤組成物	誤記の訂正	○
<a href="#">事例 29</a>	シーリング材組成物	誤記の訂正	○
<a href="#">事例 30</a>	亜鉛系めっき鋼板	誤記の訂正	○
<a href="#">事例 31</a>	亜鉛系めっき鋼板	誤記の訂正	×
<a href="#">事例 32</a>	非水電解液	誤記の訂正	×
<a href="#">事例 33</a>	物質 A のコーティング方法	明瞭でない記載の釈明	○/×
<a href="#">事例 34</a>	ホスファン誘導体	明瞭でない記載の釈明	○
<a href="#">事例 35</a>	流体反応装置	明瞭でない記載の釈明	○
<a href="#">事例 36</a>	伝送速度制御方法	明瞭でない記載の釈明	○
<a href="#">事例 37</a>	基板用コンベア装置	明瞭でない記載の釈明 /誤記の訂正	○

(c) その他

事例番号	発明の名称	備考	判断
<a href="#">事例 38</a>	熱可塑性樹脂組成物	新規事項の追加を理由とする 最後の拒絶理由通知後の補正	×
<a href="#">事例 39</a>	コンバインの走行装置における ローリング制御装置	新規事項の追加を理由とする 最後の拒絶理由通知後の補正	○

8.1 特許請求の範囲の限定的減縮

〔事例 1〕 発明特定事項の限定 (限定的減縮に該当するもの)

**補正前の明細書等**

**発明の名称**  
予測式電子体温計

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
体温を電気信号に変換するセンサとセンサ出力の変化特性とから体温の安定温度を予測する演算回路を有する電子体温計。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
この発明は、測定時間の短い体温計を提供することを目的とする。  
体温を電気信号に変換するセンサは例えば、感温磁気素子、測温抵抗体、熱電対等が挙げられる。センサ出力は、体温予測演算回路に導かれ、予想安定温度値に変換される。測定時間をできるだけ短くするためには、感度のよいセンサを使用する必要がある。実験の結果は、熱電対が最適であった。

図面



**〔結論〕**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

**〔説明〕**

この補正は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項の一部である「電子体温計において体温を電気信号に変換するセンサ」を概念的に下位のものにしたものである。また、補正によって、発明の解決しようとする課題や産業上の利用分野は変更されていない。

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
.....熱電対か  
らなるセンサと.....  
.....。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
.....  
.....。  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....。

図面

.....



業上の利用分野は変更されていない。



**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

**[説明]**

補正後の特許請求の範囲は、微細粒子の間隔を限定しているが、当該限定は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項の一部である「ノブにおいて表面の菌類が繁殖しないような銅の微細粒子の間隔」を限定したものであり、また当該補正前後の産業上の利用分野及び解決しようとする課題は同一である。



**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

**[説明]**

補正後の特許請求の範囲は、ヘッドのプラテンゴムへの当接角度を特定しているが、当該補正は、補正前の特許請求の範囲に記載された発明の発明特定事項の一部である「サーマルプリンタにおいてヘッドを斜めに配置する」点について、角度を特定することにより概念的に下位のものにしたものにほかならない。また、当該補正前後の発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題は同一である。

〔事例 5〕 発明特定事項の限定 (限定的減縮に該当するもの)

補正前の明細書等

発明の名称

変速機の歯車箱

特許請求の範囲

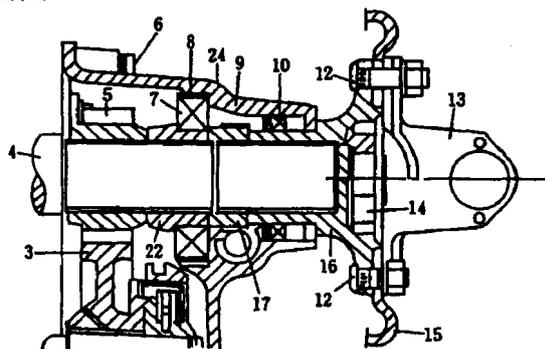
【請求項 1】

出力軸を回転可能に支持する軸受が装着される軽合金製歯車箱の周壁部に補強用のリングを鋳込んだ変速機の歯車箱。

発明の詳細な説明の抜粋

……歯車箱をアルミニウム合金製で……リングを鋼製で……

図面



4:出力軸 7:軸受  
8:リング 9:歯車箱

補正後の明細書等

発明の名称

……

特許請求の範囲

【請求項 1】

出力軸を回転可能に支持する軸受が装着されるアルミニウム合金製歯車箱の周壁部に補強用の鋼製リングを鋳込んだ変速機の歯車箱。

発明の詳細な説明の抜粋

……

図面

……

〔結論〕

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

〔説明〕

補正により、歯車箱の材質、補強用リングの材質をそれぞれ特定しており、これは補正前の発明の発明特定事項である「変速機の歯車箱における軽合金製歯車箱」、「変速機の歯車箱における補強用のリング」をそれぞれ概念的に下位のものに限定したものとなっている。また、歯車箱を軽量化するとともに軸受箇所における歯車箱の強度を向上するという、発明が解決しようとする課題及び産業上の利用分野(変速機の歯車箱)は同一である。

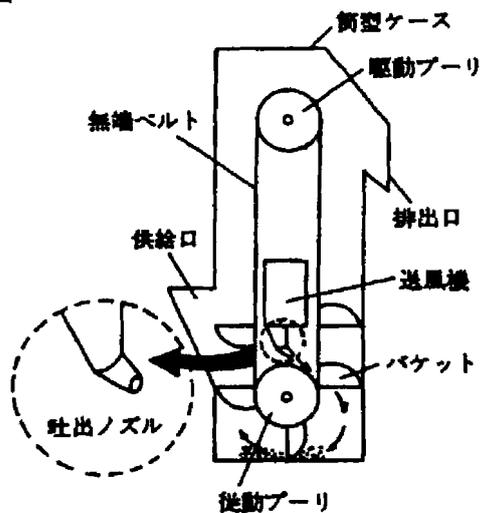
〔事例 6〕 発明特定事項の限定 (限定的減縮に該当するもの)

補正前の明細書等

発明の名称  
バケットコンベア

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
下部に供給口を上部に排出口を有する筒型ケースの上下に駆動プーリと従動プーリとを設け、前記駆動プーリと従動プーリとに複数のバケットを所定間隔に取り付けてなる無端ベルトを掛け回すとともに、前記従動プーリの上方部に該従動プーリの接線方向に向かって突出する吐出ノズルを有する送風機を設けたことを特徴とするバケットコンベア。

図面



〔結論〕

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

〔説明〕

吐出ノズルを開口部が縮径するよう補正する点は、吐出ノズルの形状を特定したものであって、補正前発明の発明特定事項の一部である「バケットコンベアにおける吐出ノズル」を概念的に下位のものにしたものである。

また、補正前発明と補正後発明において、産業上の利用分野及び解決しようとする課題(従動プーリと無端ベルトとの間に落ち込んだ粉粒体を排出・除去する)は

補正後の明細書等

発明の名称  
.....

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....、前記従動プーリの上方部に該従動プーリの接線方向に向かって開口部が縮径し突出する吐出ノズルを有する送風機を設けたことを特徴とするバケットコンベア。

図面  
.....

同一である。

〔事例 7〕 発明特定事項の限定 (限定的減縮に該当しないもの)

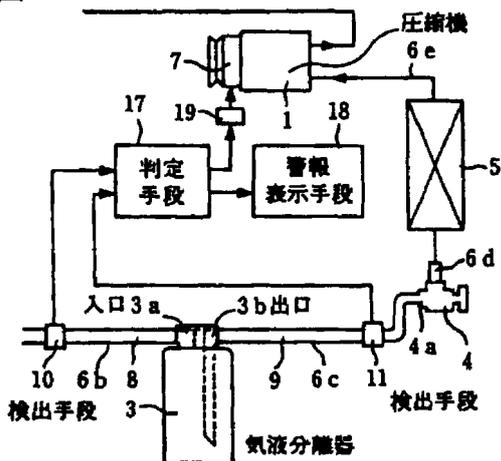
補正前の明細書等

発明の名称  
異常運転防止装置

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
気液分離器の冷媒入口及び冷媒出口にそれぞれ気液状態検出手段を設け、この検出手段の検出値により冷凍装置内の冷媒の過不足を判定し、圧縮機を所定時間断続運転させる制御手段を備えることを特徴とした異常運転防止装置。

発明の詳細な説明の抜粋  
……………冷媒の過不足を判定したときに所定時間圧縮機の断続運転を行うことにより、冷凍装置の異常運転を防止することができる。また、過不足を判定したときにランプ、ブザー等の警報装置を用いて冷媒の過不足状態を訴える手段を設けることも有効である。

図面



〔結論〕  
特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

〔説明〕

補正後の明細書等

発明の名称  
……………

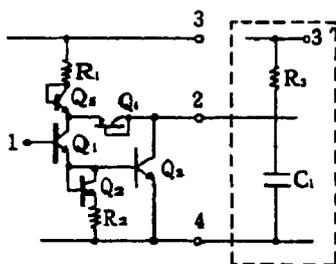
特許請求の範囲  
【請求項 1】  
……………  
……………  
……………  
所定時間断続運転させるとともに警報装置を作動させる制御手段を備えることを特徴とした異常運転防止装置。

発明の詳細な説明の抜粋  
……………所定時間圧縮機の断続運転を行うばかりでなく、ランプ、ブザー等の警報装置も作動するので使用者は冷凍装置の異常状態である冷媒の過不足を容易に認知できる。

図面  
……………

この補正は、制御手段に、警報装置を作動させるという作用(働きや役割)を付加することにより特許請求の範囲を減縮するものであるが、「警報装置を作動させる」という作用(働きや役割)は、「圧縮機を所定時間断続運転させる」という作用とは別個の作用であるから、「警報装置を作動させる」という作用は、「圧縮機を所定時間断続運転させる」という作用を概念的に下位にしたものではない。したがって、この補正は、補正前の発明特定事項を限定するものではない。





**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

**[説明]**

補正により、補正前の「ダイオード」が「トランジスタのベースとコレクタを短絡した等価ダイオード」となった。ここで「ダイオード」とは、図1に示されるp-n接合ダイオードと図2に示される等価ダイオードの両者を具体的に含むものである。

したがって、この補正は、補正前の「ダイオード」を「等価ダイオード」に下位概念化したものであるから、発明特定事項の一部の限定であると認められ、また、発明の課題及び利用分野が補正の前後で変更されないから、この補正は請求項の限定的減縮である。

〔事例 9〕 発明特定事項の限定（限定的減縮に該当するもの）

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> 光信号の双方向伝送方法	<b>発明の名称</b> .....
<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 光導波路を介して接続された2つのステーション間に光信号を双方向に伝送するため、信号がその都度ステーション内に配置された光送信器から放出され、光導波路によって形成される伝送区間の終端部では送信器と一体に構成された光受信器により受信されるようにした方法において、 a) <u>送信器と受信器</u> が一体構成部材として互いに結合され、 b) 一方の送信方向の信号は他方の送信方向の送信休止期間中に光導波路を介して伝送され.....。	<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....方法において、 a) <u>送信器として発光ダイオードが、受信器としてフォトダイオードが使用され、両者は一体構成部材として互いに結合され、</u> b) 一方の送信方向の信号は他方の送信方向の送信休止期間中に光導波路を介して伝送され.....。
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> .....発光ダイオードとして構成された光送信部をフォトダイオードとして構成された光受信部孔に挿入した構造が有利である。発光ダイオードとしては GaAs 発光ダイオード、又は GaAlAs 発光ダイオードが必要な場合バラス型として使用可能である。これに対し、フォトダイオードは例えばピン.....	<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> .....

**〔結論〕**  
 特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

**〔説明〕**  
 補正によって、「送信器」が「発光ダイオード」、「受信器」が「フォトダイオード」であると特定されたものであり、補正前の発明の発明特定事項の一部を概念的に下位にしたものにあたり、補正前後の発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題も同一である。

〔事例 10〕 発明特定事項の限定 (限定的減縮に該当しないもの)

**補正前の明細書等**

**発明の名称**  
 ガイダンス機能付き入力装置

**特許請求の範囲**  
**【請求項 1】**  
 表示画面上にタッチパネルを設け、表示画面の表示位置に対応した部分に触れることにより、必要とするデータを入力する入力装置において、次に入力すべき部分の表示箇所を点滅表示するガイダンス機能付き入力装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
 ……表示画面上にタッチパネルを設け、表示画面の表示位置に対応した部分に触れることにより、必要とするデータを入力する入力装置において、次に入力すべき部分の表示箇所を点滅表示することにより、操作者に入力すべき項目を的確に指示できる。さらに、音声による案内機構を付加すればさらに効果的である。

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
 ……………

**特許請求の範囲**  
**【請求項 1】**  
 表示画面上にタッチパネルを設け、表示画面の表示位置に対応した部分に触れることにより、必要とするデータを入力する入力装置において、次に入力すべき部分の表示箇所を点滅表示するとともに、スピーカーを設け、入力すべき項目を音声案内するガイダンス機能付き入力装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
 ……表示画面上にタッチパネルを設け、表示画面の表示位置に対応した部分に触れることにより、必要とするデータを入力する入力装置において、次に入力すべき部分の表示箇所を的確に指示でき、音声による案内機構を有しているからさらに効果的である。

**〔結論〕**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

**〔説明〕**

この補正は、ガイダンス手段として音声による手段を付加することにより特許請求の範囲を減縮するものであるが、「スピーカーを設け、入力すべき項目を音声案内する」という作用(働きや役割)は、「次に入力すべき部分の表示箇所を点滅表示する」という作用とは別個の作用であるから、「スピーカーを設け、入力すべき項目を音声案内する」という作用は、「次に入力すべき部分の表示箇所を点滅表示する」という作用を概念的に下位にしたものではない。したがって、この補正は、補正前の発明特定事項を限定するものではない。

〔事例 11〕 発明特定事項の限定（限定的減縮に該当しないもの）

出願当初の明細書等

**発明の名称**

番組表作成装置

**特許請求の範囲**

**【請求項 1】**

記憶媒体に記憶された録画済みコンテンツの番組関連情報を受信する番組情報受信手段と、

前記録画済みコンテンツの重要度情報を受信する重要度情報受信手段と、

前記録画済みコンテンツの前記番組関連情報および前記重要度情報に基づいて、番組欄表示形式の番組表の画像を作成する作成手段と、

前記番組表の画像を過去番組表として出力する出力手段とを備え、

前記重要度情報に対応するコンテンツの番組欄の表示形式は、文字色、文字色の濃淡、フォント、背景色のうちから前記作成手段によって予め設定されたものであり、

前記作成手段は、前記重要度情報に基づく重要度に応じて、録画済みコンテンツの番組欄の前記表示形式を異ならせて前記番組表の画像を作成すること

を特徴とする番組表作成装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**

本発明は、録画済みのコンテンツの中から所望のコンテンツを容易に見つけ出すことができる番組表作成装置に関する。

近年、マルチチャネル同時自動録画を行うことができるようになり、録画されるコンテンツ数が増加している一方で、ユーザが録画済みのコンテンツの中から所望のコンテンツを見つけることが難しくなっている。そこで、録画済みのコンテンツを過去の番組

補正後の明細書等

**発明の名称**

番組表作成装置

**特許請求の範囲**

**【請求項 1】**

記憶媒体に記憶された録画済みコンテンツの番組関連情報を受信する番組情報受信手段と、

前記録画済みコンテンツの重要度情報を受信する重要度情報受信手段と、

前記録画済みコンテンツの前記番組関連情報および前記重要度情報に基づいて、番組欄表示形式の番組表の画像を作成する作成手段と、

前記番組表の画像を過去番組表として出力する出力手段とを備え、

前記重要度情報に対応するコンテンツの番組欄の表示形式は、文字色、文字色の濃淡、フォント、背景色のうちからユーザによって選択されたものであり、

前記作成手段は、前記重要度情報に基づく重要度に応じて、録画済みコンテンツの番組欄の前記表示形式を異ならせて前記番組表の画像を作成すること

を特徴とする番組表作成装置。

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**

…

組表上に表示するとともに、録画済みのコンテンツを重要度情報に応じて強調表示する。

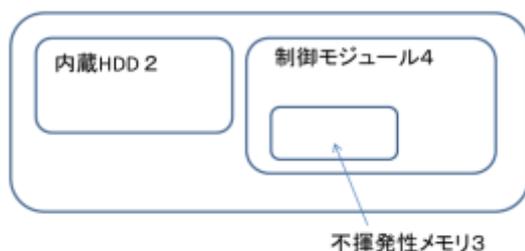
デジタルテレビジョン放送受信装置1は、内蔵HDD 2にコンテンツを自動録画し、録画されたコンテンツの番組情報を不揮発性メモリ 3に記憶させる。制御モジュール4は、重要度情報として、録画されたコンテンツの視聴率、及びウェブページのブログや電子掲示板などに書き込まれたコンテンツに対するコメント数をインターネットから取得する。そして、ユーザが、視聴率又はコメント数の中からいずれか一つを選択すると、選択された重要度情報に基づく各コンテンツの重要度が、選択された重要度情報に対応する表示形式（文字色、文字色の濃淡、フォント又は背景色）で表示される。これによって、録画済みコンテンツが重要度情報に応じて強調表示された過去番組表を提供することができる。

重要度情報に対応する表示形式は、番組表作成装置側で予め設定されており、例えば、ユーザが重要度情報として視聴率を選択した場合、視聴率に対応する番組欄の表示形式として文字色が設定されていると、録画済みコンテンツの視聴率の高低に応じて文字色を変えた番組欄が作成される。

また、表示形式をユーザが選択するようにしてもよい。

## 図面

デジタルテレビジョン放送受信装置1



	○テレビ	△テレビ	×テレビ	☆テレビ
10	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
11	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
0	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
1	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
2	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

**[説明]**

この補正は、重要度情報に対応する番組欄の表示形式を、番組表作成装置(作成手段)によって予め設定されたものから、ユーザによって選択されたものへ変更するものであって、概念的に下位にしたものではない。

このように、補正後の特許請求の範囲に追加された「重要度情報に対応するコンテンツの番組欄の表示形式は、文字色、文字色の濃淡、フォント、背景色のうちからユーザによって選択されたものであ」ることは、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項の一部である「重要度情報に対応するコンテンツの番組欄の表示形式は、文字色、文字色の濃淡、フォント、背景色のうちから前記作成手段によって予め設定されたものであ」ることを概念的に下位にしたものとは認められない。

〔事例 12〕 発明特定事項の限定／解決しようとする課題の同一性（限定的減縮に該当しないもの）

補正前の明細書等

発明の名称

ドアの錠装置

特許請求の範囲

【請求項 1】

錠の固定位置を一对の発光素子及び受光素子を用いて検知する盗難防止用の錠位置検知手段と、上記錠に対する鍵を持った人の手の接近を一对の発光素子及び受光素子を用いて検知する接近検知手段と、その錠を持った人の手が錠に接近した時に該錠を照明する照明手段を設けたことを特徴とするドアの錠装置。

発明の詳細な説明の抜粋

……一对の受光素子及び発光素子を用いて錠位置及び人の手の接近を検知するため、ドアノブを探す必要がなくなり、暗い場所でのキーシリンダーの開閉操作が容易となり、さらに検知手段の動作によりタイマー接点を所定時間オンするタイマー部を設け一定時間照明させることにより、電源の消費電力を小さくすることができるという効果が得られる。

【図面の簡単な説明】

1…ドア、3…キーシリンダ(錠)、9…キー(錠)、12…発光素子、13…受光素子、15…照明手段、17…タイマー部、18…受光素子

補正後の明細書等

発明の名称

……………

特許請求の範囲

【請求項 1】

錠の固定位置を一对の発光素子及び受光素子を用いて検知する盗難防止用の錠位置検知手段と、上記錠に対する鍵を持った人の手の接近を一对の発光素子及び受光素子を用いて検知する接近検知手段と、その錠を持った人の手が錠に接近した時に該錠を照明する照明手段を設けるとともに、接近検知手段の作動によりタイマー接点が所定時間オンとなり、一定時間照明できるタイマー部を設けたことを特徴とするドアの錠装置。

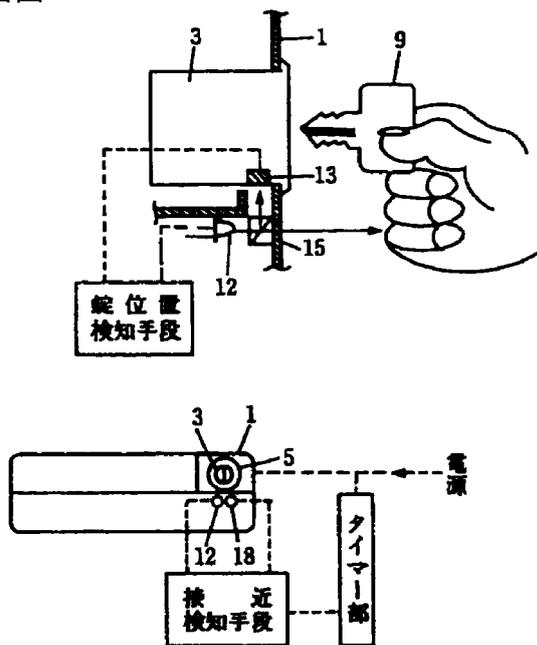
発明の詳細な説明の抜粋

……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………。

【図面の簡単な説明】

……………

図面



図面

.....

(出願人が提出した意見書の概要)

補正後の請求項1では、タイマー部を付加する限定をした。これにより、補正後の発明においては電源の消費電力を小さくすることができるという、引用発明にはない格別顕著な効果を奏する。

[結論]

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

[説明]

補正により追加された「タイマー部」は、補正前発明発明特定事項（例えば、「ドアの錠装置における錠位置検知手段」、「ドアの錠装置における照明手段」等）のいずれを概念的に下位にしたものともいえないから、発明特定事項の限定といえない。

また、補正前の発明の課題が「暗い場所でのキーシリンダーの開閉操作を容易とする」点にあるのに対して、補正後の課題には「電源の消費電力を小さくする」ことが追加されており、この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連しているとはいえないから、補正前後の発明の解決しようとする課題も同一ではない。

〔事例 13〕 発明特定事項の限定／解決しようとする課題の同一性 (限定的減縮に該当しないもの)

補正前の明細書等

発明の名称

圧力式高度計付き電子腕時計

特許請求の範囲

【請求項 1】

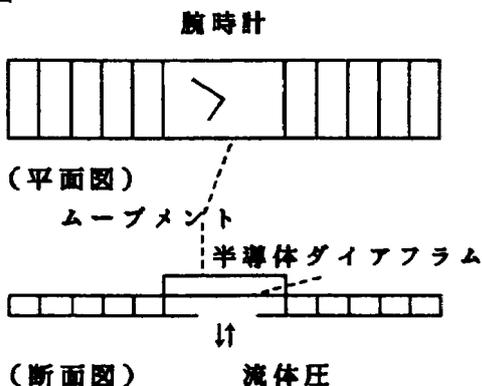
流体圧力を測定するために歪センサを形成した半導体ダイアフラムと、該歪センサの出力を高度信号に変換する演算回路と計時回路とを、ムーブメントに内蔵した電子腕時計。

発明の詳細な説明の抜粋

この発明は、潜水、登山、ハングライダー等をする際に便利な、計時情報と高度情報とを示す腕時計を提供することを目的とする。

半導体ダイアフラムに形成した歪センサにより、水中においては水圧を検出して水深を、陸上においては気圧を検出して高度を、知ることができる。半導体ダイアフラム上に、歪センサの出力信号を高度信号に変換する演算回路と計時回路とを、半導体薄膜回路で形成すれば、ムーブメントをより薄型軽量化できる。

図面



(出願人が提出した意見書の概要)

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

流体圧力を測定するために歪センサを形成した半導体ダイアフラムと、該歪センサの出力を高度信号に変換する演算回路と計時回路とを該ダイアフラム上に半導体薄膜回路で形成し、ムーブメントに内蔵した電子腕時計。

発明の詳細な説明の抜粋

この発明は、潜水、登山、ハングライダー等をする際に便利な、計時情報と高度情報とを示す腕時計のムーブメントをより薄型軽量化することを目的とする。.....

図面

.....

補正後の請求項1では、演算回路と計時回路とを、ダイアフラム上に半導体薄膜回路で形成するように限定した。これにより、補正後の発明においてはムーブメントをより薄型軽量化できるという、引用発明にはない格別顕著な効果を奏する。

**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

**[説明]**

「電子腕時計において演算回路と計時回路とを該ダイアフラム上に半導体薄膜回路で形成すること」は、補正前発明の発明特定事項(例えば、「電子腕時計において歪センサを形成した半導体ダイアフラム」、「電子腕時計において歪センサの出力を高度信号に変換する演算回路と計時回路」等)のいずれを概念的に下位にしたものともいえないから、発明特定事項の限定といえない。

また、補正前の発明の解決しようとする課題は「計時情報と高度情報とを示す腕時計を提供すること」であったのに対し、補正後の発明の解決しようとする課題は「ムーブメントの薄型軽量化」であるから、補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、補正前後の課題は技術的に密接に関連しているとはいえない。したがって、補正前後の発明の解決しようとする課題は同一ではない。

〔事例 14〕 発明特定事項の限定／解決しようとする課題の同一性（限定的減縮に該当しないもの）

補正前の明細書等

発明の名称  
電動工具装置

特許請求の範囲

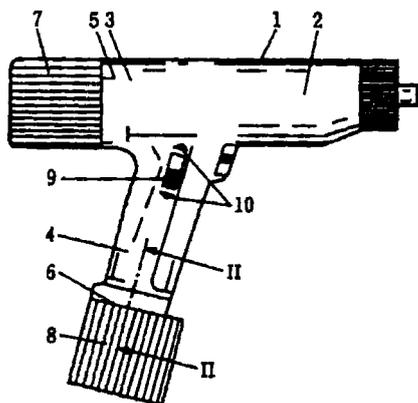
【請求項 1】

ハウジング2にそれぞれ別個のハンドル(3、4)を設けた電動工具装置において、バッテリーパック(7、8)をハンドル(3、4)のそれぞれの自由端部(5、6)に設けたことを特徴とする電動工具装置。

発明の詳細な説明の抜粋

…………重量バランスを図ることができる。…………切替スイッチ回路を設けることにより、バッテリーの効率的利用が行えるようにすることもできる。

図面



(出願人が提出した意見書の概要)

補正後の請求項1では、切替スイッチ回路を付加する限定をした。これにより、補正後の発明においては充電状態の良好な方のバッテリーから電力を使用できるようにして、バッテリーの効率的利用が行えるという、引用発明にはない格別顕著な効果を奏する。

補正後の明細書等

発明の名称  
……………

特許請求の範囲

【請求項 1】

……………  
……………  
……………  
……………それぞれの自由端部(5、6)に設け、前記バッテリーパック(7、8)のうち最高の充電状態になっている方を電力供給用に選択する切替スイッチ回路を有することを特徴とする電動工具装置。

発明の詳細な説明の抜粋

……………

図面

……………

**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

**[説明]**

切り替えスイッチ回路は、補正前発明の発明特定事項(例えば「電動工具装置においてハンドルのそれぞれの自由端部に設けたバッテリーパック」、「電動工具装置においてハウジングにそれぞれ個別に設けられたハンドル」等)のいずれを概念的に下位にしたものともいえないから、発明特定事項の限定といえない。

また、補正前の発明では、解決しようとする課題がバッテリーパックを分散配置することにより重量のバランスを図る点にあったが、補正後の発明では、充電状態の良好な方のバッテリーから電力を使用できるようにして、バッテリーの効率的利用が行えるようにする課題を有するようになっている。この課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連するとはいえないから、この補正は、課題を変更するものである。

〔事例 15〕 発明特定事項の限定／解決しようとする課題の同一性（限定的減縮に該当しないもの）

補正前の明細書等

発明の名称

化合物Cの製造方法

特許請求の範囲

【請求項 1】

化合物Aと化合物Bを反応させる化合物Cの製造方法。

発明の詳細な説明の抜粋

この発明は、化合物Cの新規な製造方法を提供することを目的とする。

実施例では、……。反応させるときの反応温度を80℃以上にすると、化合物Cの収率を高めることができる。

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

化合物Aと化合物Bを80℃以上で反応させる化合物Cの製造方法。

発明の詳細な説明の抜粋

.....

（出願人が提出した意見書の概要）

補正後の請求項 1 では、化合物Cの製造方法を80℃以上で反応させるという温度条件で限定した。これにより、補正後の発明においては化合物Cの収率を高めることができるという、引用発明にはない格別顕著な効果を奏する。

〔結論〕

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

〔説明〕

この補正は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項のいずれの事項の限定でもない。

なお、温度を特定することは、温度条件について言及せずに単に「化合物Aと化合物Bを反応させる」とした発明特定事項を概念的に下位のものにしたとはいえない。

また、補正前の発明の課題が「化合物Cの新規な製造方法を提供する」ことであるのに対して、補正後の課題には「化合物Cの収率を高める」ことが追加されており、この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連しているとはいえないから、補正前後の発明の解決しようとする課題も同一ではない。

〔事例 16〕 発明特定事項の限定／解決しようとする課題の同一性（限定的減縮に該当しないもの）

補正前の明細書等

発明の名称

煎餅

特許請求の範囲

【請求項 1】

イカすり身に粉末状大豆蛋白、香辛料、調味料及び小麦粉を加えたものを材料とする煎餅。

発明の詳細な説明の抜粋

この発明は、食感の良好な煎餅を提供することを目的とする。

実施例では、……………材料を加え混練した後に、イカの形状に成形し、……………イカが主原料であることがその形状から明確に見て取れるようにした。

補正後の明細書等

発明の名称

……………

特許請求の範囲

【請求項 1】

イカすり身に粉末状大豆蛋白、香辛料、調味料及び小麦粉を加えたものを材料とするイカの形状をした煎餅。

発明の詳細な説明の抜粋

……………

（出願人が提出した意見書の概要）

補正後の請求項1では、煎餅の形状をイカの形状に限定した。これにより、補正後の発明においてはイカが主原料であることがその形状から明確に見て取れるという、引用発明にはない格別顕著な効果を奏する。

〔結論〕

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

〔説明〕

煎餅の形状を限定することは、補正前の特許請求の範囲に記載された発明の発明特定事項(例えば、煎餅の材料として採用されるイカすり身、粉末状大豆蛋白等)のいずれを概念的に下位にするものでもないから、発明特定事項の限定といえない。

また、発明が解決しようとする課題が、補正前の発明では食感の良好な煎餅の提供であったのに対して、補正後の発明においてはイカが主原料であることがその形状から明確に見て取れることを追加している。この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもなく、技術的に密接に関連しているとはいえないから、この補正は、発明が解決しようとする課題を変更

するものでもある。

〔事例 17〕 解決しようとする課題の同一性 (限定的減縮に該当しないもの)

補正前の明細書等

発明の名称

面状発光装置

特許請求の範囲

【請求項 1】

ガラス基板上に、透明電極、発光層、誘導体層、背面電極を順次積層して成る発光素子を、防湿性のフィルムにて被覆したことを特徴とする面状発光装置。

発明の詳細な説明の抜粋

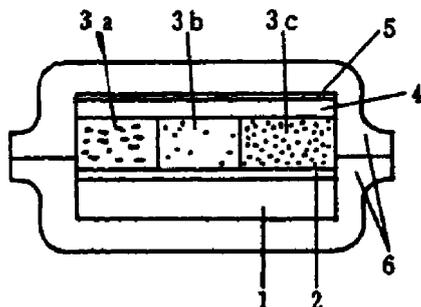
この発明は、面状発光装置の防湿を目的とする。

実施例では……発光層が異なる発光色を呈する複数の発光層から構成することもできる。これにより、多色発光を実現することができる。

図面の簡単な説明の抜粋

1…ガラス基板、2…透明電極、3a、3b、3c…発光層、4…誘導体層、5…背面電極、6…防湿性のフィルム

図面



(出願人が提出した意見書の概要)

補正後の請求項1では、発光層を、異なる発光色を呈する複数の発光層からなるように限定した。これにより、補正後の発明においては多色発光を実現することができるという、引用発明にはない格別顕著な効果を奏する。

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

.....  
 .....  
 .....  
防湿性のフィルムにて被覆するとともに、前記発光層が異なる発光色を呈する複数の発光層からなることを特徴とする面状発光装置。

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

図面

.....

**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

**[説明]**

解決しようとする課題が、補正前発明では防湿であったが、補正後においては、多色発光の実現を新たに加えたものとなっている。この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連しているとはいえない。したがって、この補正は解決しようとする課題を変更するものである。



を奏する。

**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

**[説明]**

補正後の特許請求の範囲は、「起動信号発生手段」を「光線銃の入射光を検出することにより起動信号を発生する起動信号発生手段」と限定しているものであり、当該限定は補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項の一部である「トランプ組み合わせゲーム装置における起動信号発生手段」を限定したものである。

しかし、当該補正により、発明の解決しようとする課題が補正前の「偶然性の大きなトランプ組み合わせゲーム装置を得ること」から、「光線銃の的として使用することができるトランプ組み合わせゲーム装置を得ること」に変更されている。補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連するとはいえないから、この補正は課題を変更するものである。

〔事例 19〕 解決しようとする課題の同一性 (限定的減縮に該当しないもの)

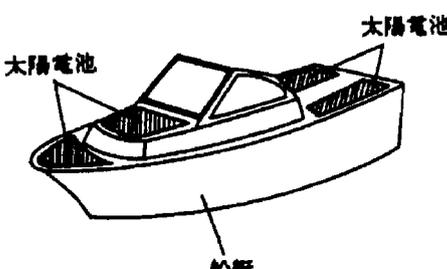
**補正前の明細書等**

**発明の名称**  
カバーシート

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
蓄電池の充電器に接続された太陽電池が上面に張設された船艇を覆う、透光性素材で形成されたカバーシート。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
この発明は、バッテリー上がりを防止するとともに風雨から太陽電池を保護することを目的とする。  
実施例では、……カバーシートを、太陽電池の上面に位置する部分以外を遮光性素材とすることもできる。これにより、紫外線の影響から船艇を保護することができる。

**図面**



**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
.....  
..... 太陽電池の上面に位置する部分以外を遮光性素材とした透光性素材で形成されたカバーシート。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

**図面**  
.....

(出願人が提出した意見書の概要)

補正後の請求項1では、透光性素材で形成されたカバーシートを、太陽電池の上面に位置する部分以外を遮光性素材とするように限定した。これにより、補正後の発明においては紫外線の影響から船艇を保護することができるという、引用発明にはない格別顕著な効果を奏する。

[結論]

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

[説明]

補正前の発明では、解決しようとする課題が「バッテリー上がりを防止するとともに風雨から太陽電池を保護する」ことであったのに対し、補正後には、「紫外線の影響から船艇を保護する」という新たな課題が加わっている。この課題は補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連するものとはいえ、この補正は解決しようとする課題を変更するものである。

〔事例 20〕 解決しようとする課題の同一性 (限定的減縮に該当しないもの)

補正前の明細書等

発明の名称

タップ

特許請求の範囲

【請求項 1】

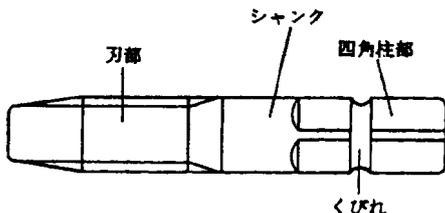
シャンクにくびれを設けたタップ。

発明の詳細な説明の抜粋

タップに過負荷が作用した場合に、くびれ部分に応力集中を生じさせることによりシャンク部で破断させ、タップがワーク内で折れ込むことを防ぐ。これにより、折れたタップの突き刺さった不良品を容易に発見できることから、タップが折れ込んだことを容易に発見可能にすることができる。

タップがくびれ部分で破断した後、残った部分の四角柱部をタップハンドルに把持させることにより、破断したタップを容易に回転させて抜き出すことができる。これにより、破断したタップの把持と抜き取りの容易化が実現できる。

図面



補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

シャンクにくびれを設け、シャンクの四角柱部をくびれの両側にわたって延在させたタップ。

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

図面

.....

(出願人が提出した意見書の概要)

補正後の請求項1では、シャンクの形状を、シャンクの四角柱部をくびれの両側にわたって延在させたものに限定した。これにより、補正後の発明においては破断したタップの把持と抜き取りの容易化が実現できるという、引用発明にはない格別顕著な効果を奏する。

[結論]

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

**[説明]**

発明の解決しようとする課題は、補正前の発明ではシャンクの任意箇所に設けたくびれ部分に応力集中を生じさせることによりくびれ部で破断させ、タップの刃部のみがワーク内で折れ込むことを防ぐことであつた。すなわち、ワーク外部にタップの一部が飛び出した状態で破断するようになすことにより、折れたタップの突き刺さった不良品を容易に発見できることから、タップが折れ込んだことを容易に発見可能にすることであつた。これに対して、補正後の発明においては、くびれをシャンクの四角柱部の中央付近に設けるようにすれば、タップがくびれ部分で破断した後、残った部分の四角柱部をタップハンドルに把持させることにより、破断したタップを容易に回転させて抜き出すことができることから、破断したタップの把持と抜き取りの容易化という課題を追加するものとなっている。この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連しているとはいえないから、この補正は、発明が解決しようとする課題を変更するものである。

〔事例 21〕 産業上の利用分野の同一性 (限定的減縮に該当するもの)

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> <u>平面表示パネル</u>	<b>発明の名称</b> <u>プラズマ・ディスプレイ・パネル</u>
<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 制御用端子と…………… ……を有してなる <u>平面表示パネル</u> 。	<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 制御用端子と…………… ……を有してなる <u>プラズマ・ディスプレイ・パネル</u> 。
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ……なお、上述した例は、プラズマ・ディスプレイ・パネルに本発明を適用した場合であるが、他の各種平面表示パネルに本発明を適用しても同様の効果を奏しめることは明らかである。	<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ……

〔結論〕

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

〔説明〕

この補正により、「平面表示パネル」は「プラズマ・ディスプレイ・パネル」に補正された。

しかし、「プラズマ・ディスプレイ・パネル」は「平面表示パネル」の一つであるから、補正前の発明の技術分野と補正後の技術分野は技術的に密接に関連するものであると認められる。したがって、この補正の前後の発明の産業上の利用分野は同一であると認められる。

また、この補正は補正前発明の発明特定事項である「制御用端子と……………平面表示パネル」を概念的に下位にしたものであり、発明特定事項の限定である。さらに、発明の課題も補正前後で変更されていない。

〔事例 22〕 産業上の利用分野の同一性 (限定的減縮に該当するもの)

補正前の明細書等

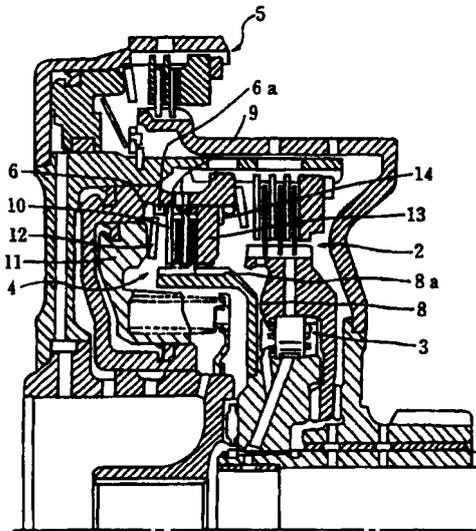
発明の名称  
クラッチ

特許請求の範囲

【請求項 1】

回転軸と .....  
を特徴とするクラッチ。

図面



補正後の明細書等

発明の名称  
自動変速機用クラッチ

特許請求の範囲

【請求項 1】

回転軸と .....  
を特徴とする自動変速機用クラッチ。

図面

.....

〔結論〕

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

〔説明〕

補正により、「クラッチ」は「自動変速機用クラッチ」に補正された。

しかし、自動変速機は、クラッチが組み込まれる最も代表的なものの一つであるから、クラッチと自動変速機用クラッチとは技術的に密接に関連する発明の技術分野である。

また、この補正は、補正前の発明特定事項である「回転軸と.....を特徴とするクラッチ」を概念的に下位にしたものであるから、補正前の発明の発明特定事項を限定したものである。

さらに、補正前後で発明の解決しようとしている課題も同一である。

〔事例 23〕 産業上の利用分野の同一性 (限定的減縮に該当するもの)

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> <u>化粧品</u>	<b>発明の名称</b> <u>化粧水</u>
<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> (a)多価アルコール (b)尿素 (c)アニオン界面活性剤 (d)カチオン界面活性剤 の配合されている <u>化粧品</u> 。	<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> (a)多価アルコール (b)尿素 (c)アニオン界面活性剤 (d)カチオン界面活性剤 の配合されている <u>化粧水</u> 。
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ……化粧品としては、例えば、乳液、クリーム、化粧水、整髪料、クレンジングクリーム、シャンプー、リンス等が含まれる。	<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> …………… …………… …………… ……………。

**〔結論〕**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

**〔説明〕**

補正により、本願発明の技術分野が化粧品から化粧水となった。

しかし、化粧料の下位概念である各種化粧料のうち、最も代表的なものの1つが化粧水であるから、補正前の発明の技術分野と補正後の発明の技術分野は技術的に密接に関連するものと認められる。したがって、この補正前後の発明の産業上の利用分野は同一と認められる。

また、この補正は、補正前発明の発明特定事項である「(a)多価アルコール……………の配合されている化粧品」を概念的に下位にしたものであるから、補正前発明の発明特定事項を限定したものである。

さらに、補正前後で、発明の解決しようとする課題は同一である。

〔事例 24〕 産業上の利用分野の同一性 (限定的減縮に該当しないもの)

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> 界面活性剤A	<b>発明の名称</b> <u>殺虫剤用</u> 界面活性剤A
<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 物質Aからなる界面活性剤	<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 物質Aからなる <u>殺虫剤用</u> 界面活性剤
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> この界面活性剤は洗剤、乳化剤、分散剤等、その界面活性作用を利用した通常の利用形態が考えられる。……さらに、この界面活性作用を殺虫剤としても利用することができる。	<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ……………

**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当しない。

**[説明]**

殺虫剤用界面活性剤は界面活性剤の特殊な用途であり、界面活性剤の代表的な用途ではない。また、「界面活性剤」の技術分野と「殺虫剤」の技術分野は、特に関連性を有しないので、「界面活性剤」の技術分野と「殺虫剤用界面活性剤」の技術分野は、技術的に密接に関連しているとはいえない。したがって、補正前後の発明の産業上の利用分野は同一ではない。

〔事例 25〕 産業上の利用分野の同一性 (限定的減縮に該当するもの)

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 電気弦楽器用弦</p>	<p><b>発明の名称</b> 電気ギター用弦</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 鋳鉄からなる鋼線の上に青銅からなるメッキ層及びその上にニッケルからなるメッキ層からなる耐食性合金の皮膜を有する<u>電気弦楽器用弦</u>。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 ..... ..... ..... .....<u>電気ギター用弦</u>。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ……本発明の<u>電気弦楽器用弦</u>は、強い耐腐食性を持っているので、<u>電気ギター、電気バイオリン等、手の汗等による腐食が問題となる電気弦楽器用弦として好適である。また、電気ピアノ用弦としても室内環境による腐食が少なく、やはり好適である。</u></p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ..... ..... ..... ..... ..... .....。</p>

**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

**[説明]**

補正により、本願発明の技術分野が電気弦楽器用弦から電気ギター用弦となった。

しかし、電気弦楽器の下位概念である各種楽器のうち、最も代表的なものの1つが電気ギターであるから、補正前の発明の技術分野と補正後の発明の技術分野は技術的に密接に関連するものと認められる。したがって、この補正前後の発明の産業上の利用分野は同一と認められる。

また、この補正は、補正前発明の発明特定事項である「鋳鉄からなる……皮膜を有する電気弦楽器用弦」を概念的に下位のものとしたものであるから、補正前発明の発明特定事項を限定したものである。

さらに、補正前後で、発明の解決しようとする課題は変更されていない。

8.2 誤記の訂正／明瞭でない記載の釈明

〔事例 26〕 誤記の訂正 (誤記の訂正に該当するもの)

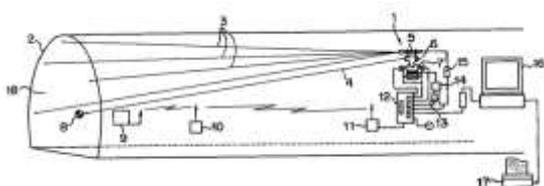
**補正前の明細書等**

**発明の名称**  
切羽断面のマーキング方法

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
トータルステーション(6)からの測角測距情報と切羽断面形状情報に基づいて駆動機器(7)を作動させてレーザー照射器(1)を鉛直方向および水平方向に移動させる演算制御機器(16)を有し、前記演算処理機器(16)は作業基準点を算出し、マーキングすることを特徴とする切羽断面のマーキング方法。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
本発明の課題は、切羽断面状態に影響されることなく、曲線区間においても、切羽断面に正確な作業基準点をマーキングすることができるとともに、一台のレーザー照射器によって測距、測角およびレーザー照射を実現することができる切羽断面のマーキング方法を提供することである。  
演算制御機器は、作業基準点を算出し、トータルステーションからの測角測距情報と切羽断面形状情報に基づいて駆動機器を作動させて、レーザー照射器を鉛直方向および水平方向に移動させ、マーキングする。

**図面**



**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
.....  
.....  
.....  
.....演算制御機器(16)を有し、前記演算制御機器(16)は作業基準点を算出し、マーキングすることを特徴とする切羽断面のマーキング方法。

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
.....

**[結論]**

誤記の訂正に該当する。

**[説明]**

「前記演算処理機器」を「前記演算制御機器」にする補正は、「前記演算処理機器」との記載の前に、「演算処理機器」なる記載がなく、その代わりに、「トータルステーション(6)からの測角測距情報と切羽断面形状情報に基づいて駆動機器(7)を作動させてレーザー照射器(1)を鉛直方向および水平方向に移動させる演算制御機器(16)」が記載されており、発明の詳細な説明にも「演算制御機器は、作業基準点を算出し」と記載されていることから、誤記の訂正に該当する。

〔事例 27〕 誤記の訂正（誤記の訂正に該当するもの）

**補正前の明細書等**

**発明の名称**  
単結晶の製造方法

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
ルツボに收容され、ドーパントが添加された原料融液に種結晶を接触させ、コーン部を形成した後続けて直胴部を形成して、抵抗率が $0.05 \Omega \text{ cm}$ 以下、結晶方位が $\langle 100 \rangle$ のN型単結晶を育成するチョクラルスキー法によるS単結晶の製造方法。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
パワーMOS半導体に使用される基板として、揮発性ドーパントが高濃度にドーパされた低抵抗率のN型Si単結晶基板の開発が重要となっている。Si単結晶基板は、主にチョクラルスキー法により製造されたSi単結晶棒をスライスすることで得られる。  
チョクラルスキー法によりSi単結晶を製造する場合、まずチャンバー内の石英ルツボに多結晶Si等の原料を充填し、これにドーパントを添加し、これらをヒーターにより融点(約 $1420^\circ\text{C}$ )以上に加熱して原料融液とした後、チャンバー上部から種ホルダに保持した種結晶を原料融液に接触させ、種結晶を回転させながらゆっくりと引き上げることにより単結晶を育成していく。

(なお、発明の詳細な説明には一貫して「S単結晶」の記載はなく、「Si単結晶」との記載で統一されている。)

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
ルツボに收容され、ドーパントが添加された原料融液に種結晶を接触させ、コーン部を形成した後続けて直胴部を形成して、抵抗率が $0.05 \Omega \text{ cm}$ 以下、結晶方位が $\langle 100 \rangle$ のN型単結晶を育成するチョクラルスキー法によるSi単結晶の製造方法。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
.....

**[結論]**

誤記の訂正に該当する。

**[説明]**

補正前の請求項1に記載される、S(硫黄)単結晶をチョクラルスキー法により製造する技術は知られていない。また、Sは非金属元素であり、抵抗率が $0.05\ \Omega\ \text{cm}$ 以下のN型単結晶を構成しない。このことから、補正前の請求項1の記載に誤記が存在することは明らかである。

他方、明細書中の記載は、単結晶を構成する元素がSiで統一されており、明細書の記載中に技術的な矛盾は見当たらない。したがって、明細書の記載内容から、補正前の請求項1の記載における誤記の箇所と、その正しい記載が一義的に認定可能である。

よって、補正前の請求項1に記載されるSを、Siとする補正は、誤記の訂正として認められる。

〔事例 28〕 誤記の訂正 (誤記の訂正に該当するもの)

補正前の明細書等

発明の名称

水系洗浄剤組成物

特許請求の範囲

【請求項 1】

乳化剤と、アニオン性高分子からなる分離剤と、四級アンモニウム塩基からなる親水基部及び炭素鎖からなる親油基部を有するカチオン系界面活性剤とを含有する水系洗浄剤組成物であつて、前記カチオン系界面活性剤のHLB値がデイベス法により定義される値として26.4以上であることを特徴とする油分離性を有する水系洗浄剤組成物。

発明の詳細な説明の抜粋

デイベス法により定義されるHLB値は、以下の式から算出される。

$$\text{式(1)} : \text{HLB} = 7 + (\text{親水基の基数の総和}) + (\text{親油基の基数の総和})$$

親油基部の炭素数が多くなるほど、カチオン系界面活性剤のHLB値は低くなり、油分離性が向上するので好ましい。

【実施例】

n*	α*	β*	HLB	油分離性評価
17	9.4	8.1	24.5	×
19	9.4	9.0	25.4	×
21	9.4	10.0	26.4	○
23	9.4	10.9	27.3	○
25	9.4	11.9	28.3	○
27	9.4	12.8	29.2	○

※ n : 親油基部の炭素数  
α : 親水基の基数の総和  
β : 親油基の基数の総和

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

乳化剤と、アニオン性高分子からなる分離剤と、四級アンモニウム塩基からなる親水基部及び炭素鎖からなる親油基部を有するカチオン系界面活性剤とを含有する水系洗浄剤組成物であつて、前記カチオン系界面活性剤のHLB値がデイベス法により定義される値として6.4以下であることを特徴とする油分離性を有する水系洗浄剤組成物。

発明の詳細な説明の抜粋

...

【実施例】

n*	α*	β*	HLB	油分離性評価
17	9.4	<u>-8.1</u>	<u>8.3</u>	×
19	9.4	<u>-9.0</u>	<u>7.4</u>	×
21	9.4	<u>-10.0</u>	<u>6.4</u>	○
23	9.4	<u>-10.9</u>	<u>5.5</u>	○
25	9.4	<u>-11.9</u>	<u>4.5</u>	○
27	9.4	<u>-12.8</u>	<u>3.6</u>	○

※ n : 親油基部の炭素数  
α : 親水基の基数の総和  
β : 親油基の基数の総和

[技術常識]

HLB(hydrophile-lipophile balance)値は、界面活性剤分子中の親水基と親油基(疎水基)の強さのバランスを示す数値であり、HLB値が大きいほど親水性が強く、小さいほど親油性が強い界面活性剤であることを示す。

HLB値を算出する式はいくつか知られており、その一つがデイビス法によるものである。デイビス法は、界面活性剤を構成する親水基と親油基に基数を定め、以下の式(1)によってHLB値の計算を可能としている。

$$\text{式(1)} : \text{HLB} = 7 + (\text{親水基の基数の総和}) + (\text{親油基の基数の総和})$$

式(1)において、「親水基の基数の総和」は正の値であり、「親油基の基数の総和」は負の値である。親水基の基数の総和が大きくなるほど親水性が強く、すなわちHLB値は大きくなり、親油基の基数の総和が小さくなるほど親油性が強く、すなわちHLB値は小さくなる。

一方、デイビス法の式としては以下の式(2)も知られており、式(2)においては、「親油基の基数の総和」は正の値となる。

$$\text{式(2)} : \text{HLB} = 7 + (\text{親水基の基数の総和}) - (\text{親油基の基数の総和})$$

なお、親水基である四級アンモニウム塩基の基数は9.4であり、親油基の基数は炭素数1につき一律-0.475(又は0.475)である。

[結論]

誤記の訂正に該当する。

[説明]

この補正は、請求項に記載のカチオン系界面活性剤のHLB値に関する数値範囲「26.4以上」を「6.4以下」に変更するとともに、発明の詳細な説明に記載されている実施例の表中の親油基の基数の総和 $\beta$ を同じ数値のままプラスからマイナスに変更し、それに伴って表中のHLB値の計算結果を変更するものである。

デイビス法の式によって計算されるHLB値は、親水基と親油基の強さのバランスによって算出されるものであるから、式(1)と式(2)のいずれを採用するにしても、親水基の強さと親油基の強さの較差を算出する必要があり、両者の強さを単純に足し合わせた補正前の実施例のHLB値に誤りのあることは明らかである。

そして、式(1)を採用した場合、実施例の表において、親油基の基数の総和 $\beta$ にはマイナスの符号が付される必要があり、親油基の基数の総和の絶対値は、化学構造から一義的に定まるため、正しい親油基の基数の総和 $\beta$ の値に基づいて正しいHLB値もおのずと導出される。

また、発明の詳細な説明には、親油基部の炭素数が多くなるほど、カチオン系界面活性剤のHLB値は低くなり、油分離性が向上するので好ましいと記載されて

おり、実施例からは、親油基部の炭素数が21以上のものが、油分離性評価の優れた好適事例であることも確認できる。すなわち、補正前の請求項に記載のHLB値に関する数値範囲「26.4以上」が本来、親油基部の炭素数が21以上のカチオン系界面活性剤を示していたことは明らかである。

そして、親油基部の炭素数が21のカチオン系界面活性剤のHLB値の正しい数値が26.4ではなく6.4であり、発明の詳細な説明に、親油基部の炭素数が多くなるほどHLB値は低くなることも記載されていたのであるから、上記カチオン系界面活性剤のHLB値の数値範囲が本来、26.4を下限値とする補正前の「26.4以上」ではなく、6.4を上限値とする「6.4以下」であったことは明らかである。

〔事例 29〕 誤記の訂正（誤記の訂正に該当するもの）

補正前の明細書等

発明の名称

シーリング材組成物

特許請求の範囲

【請求項 1】

ポリサルファイドポリマー100質量部と、ポリサルファイドポリエーテルポリマー15～55質量部と、1～10質量%のシリカとからなることを特徴とするシーリング材組成物。

発明の詳細な説明の抜粋

シーリング材組成物は、ポリサルファイドポリマー100質量部と、ポリサルファイドポリエーテルポリマー15～55質量部と、1～10質量部のシリカとからなる。

【実施例】

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

ポリサルファイドポリマー100質量部と、ポリサルファイドポリエーテルポリマー15～55質量部と、1～10質量部のシリカとからなることを特徴とするシーリング材組成物。

発明の詳細な説明の抜粋

...

		実施例			比較例
		1	2	3	1
成分 (質量部)	ポリサルファイド ポリマー	100	100	100	100
	ポリサルファイド ポリエーテルポリマー	20	30	40	50
	シリカ	1	4	8	12
評価	耐温水性	○	○	○	○
	作業性	○	○	○	×

(なお、発明の詳細な説明では、シーリング材組成物中のシリカの含有量について、一貫して質量部と記載されており、質量%の記載はない。)

【結論】

誤記の訂正に該当する。

【説明】

この補正は、シリカの含有量に関する数値範囲「1～10質量%」を「1～10質量

部」に変更するものである。

発明の詳細な説明では、シーリング材組成物中のシリカの含有量について、一貫して「質量部」の単位が使用されており、「質量%」の単位は使用されていない。また、実施例の表中でも、シリカの含有量は質量部で記載されている。

上記表に記載の実施例及び比較例において、仮に請求項に記載の「1～10質量%」という数値範囲に誤りがないとすると、実施例1については、シーリング材組成物中のシリカの含有率を計算したときに、 $1/(100+20+1) \times 100 \div 0.8$ 質量%となり、実施例と記載されているにもかかわらず「1～10質量%」の範囲外となって矛盾する。一方、比較例1については、上記含有率を計算したときに、 $12/(100+50+12) \times 100 \div 7.4$ 質量%となり、比較例と記載されているにもかかわらず「1～10質量%」の範囲内となって矛盾する。

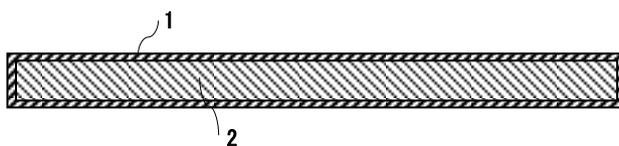
以上の点を踏まえると、「1～10質量%」が「1～10質量部」の誤りであることは明らかであるといえるから、当該補正は誤記の訂正として認められるものである。

〔事例 30〕 誤記の訂正（誤記の訂正に該当するもの）

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> 亜鉛系めっき鋼板	<b>発明の名称</b> .....
<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 鋼板表面に亜鉛めっき層が形成された亜鉛めっき鋼管であって、前記鋼板が、熱延工程を経た酸洗済みの熱延鋼板である、亜鉛めっき鋼板。	<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> ..... …亜鉛めっき鋼板であって、..... ..... .....
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> 本発明は、例えば自動車のパネル類、足廻りなどに用いられる鋼板及びその製造方法に関するものである。 ..... 通常、熱延工程を経た酸洗済みの熱延鋼板を材料として、溶融亜鉛めっきを行った。得られた亜鉛めっき鋼板は不めっき等なく良好なものであった。  (なお、発明の詳細な説明には一貫して鋼管の記載はない。)	<b>発明の詳細な説明の抜粋及び図面</b> ..... ..... ..... ..... ..... .....

図面

第1図



〔結論〕

誤記の訂正に該当する。

〔説明〕

この補正は、補正前の請求項に記載の「鋼管」を「鋼板」とするものである。補正前の請求項の「鋼管」なる記載は、補正前の請求項の末尾が「鋼板」であること、及び、亜鉛めっき層が形成されているのが鋼板表面である旨の記載と整合していない。また、発明の詳細な説明には、一貫して鋼板に亜鉛めっきを行うことが記載されており、亜鉛めっき鋼管に係る記載はない。そうすると、補正前の請求項に係る発明は、鋼板に係る発明と解するのが相当であり、この補正は、誤

記の訂正として認められるものである。

〔事例 31〕 誤記の訂正（誤記の訂正に該当しないもの）

**補正前の明細書等**

**発明の名称**  
亜鉛系めっき鋼板

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
表面に熔融亜鉛めっき層が形成された亜鉛めっき鋼管。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
本発明は、例えば自動車のパネル類、足廻りなどに用いられる鋼板、鋼管、およびその製造方法に関するものである。  
.....

**【実施例1】**  
通常熱延工程を経た酸洗済みの熱延鋼板を材料として、熔融亜鉛めっきを行った。得られた亜鉛めっき鋼板は不めっき等なく良好なものであった。

**【実施例2】**  
実施例1の熔融亜鉛めっき鋼板を溶接にて造管することにより、亜鉛めっき鋼管を作製した。

**補正後の明細書等**

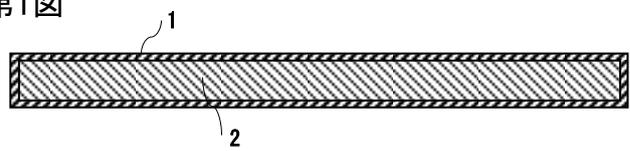
**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
表面に熔融亜鉛めっき層が形成された亜鉛めっき鋼板。

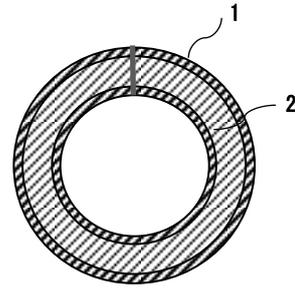
**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

**図面**

第1図



第2図



**[結論]**

誤記の訂正に該当しない。

**[説明]**

この補正は、補正前の請求項に記載の「鋼管」を「鋼板」とするものである。  
発明の詳細な説明には、鋼板に亜鉛めっきを行うことその他、溶接により亜鉛めっき鋼板から亜鉛めっき鋼管を作製することが明示されている。そうすると、請

求項1の「鋼管」が「鋼板」の誤記であると認めることはできず、この補正は、誤記の訂正には該当しない。

**[出願人の対応]**

「亜鉛めっき鋼板」に係る発明については、分割出願する。

〔事例 32〕 誤記の訂正（誤記の訂正に該当しないもの）

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 非水電解液</p>	<p><b>発明の名称</b> 変更なし</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 …添加剤としてビニレンカーボネートを1.0質量%～5.0質量%含有する非水電解液。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 …添加剤としてビニレンカーボネートを0.1質量%～5.0質量%含有する非水電解液。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> …非水電解液には、添加剤としてビニレンカーボネートが0.1質量%～5.0質量%含まれている。</p> <p>（なお、非水電解液の添加剤にビニレンカーボネートを用いた場合の添加量として、実施例には、1.0質量%、1.5質量%、2.0質量%、3.0質量%、4.5質量%が記載され、十分な効果が奏されない比較例には、0.09質量%が記載されている。また、発明の詳細な説明に「0.1質量%」が上記添加量範囲の下限值に相応しいといえる具体的理由も、特段記されてはいない。）</p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> …</p>

（出願人による補正の理由の説明）

請求項1記載のビニレンカーボネートの添加量の範囲について、発明の詳細な説明に記載される「0.1質量%～5.0質量%」を書き誤ったとのみ、簡単な釈明がなされている。

〔結論〕

誤記の訂正に該当しない。

〔説明〕

特許請求の範囲の請求項の記載におけるビニレンカーボネートの含有量が、本来、「1.0質量%～5.0質量%」と、「0.1質量%～5.0質量%」とのいずれの意であったのか、明細書、特許請求の範囲又は図面などから明らかであるとはいえない。

特に、技術常識を考慮しても、非水電解液中に添加剤が含有される量として、

1.0質量%と0.1質量%とは、いずれも、添加剤の含有量として十分使用し得る含有量であり、請求項1における「1.0質量%」という値が、技術的におかしいものであるともいえない。

また、上記「0.1質量%～1.0質量%」の範囲において、補正前の「1.0質量%～5.0質量%」の範囲と同様に十分な効果が奏されると確認できる実施例は、何ら示されておらず、また、補正後の範囲の下限値「0.1質量%」に比較的近い値に見える「0.09質量%」の比較例において、補正前の1.0質量%～5.0質量%の範囲と同様に十分な効果が奏されているとは認められない。そうすると、補正により含有量の範囲が変わるに伴い、請求項1に係る発明により奏される効果の程度も変わる蓋然性が高く、出願人による補正の理由の説明だけでは、当該補正が誤記の訂正であるとは認められない。

〔事例 33〕 明瞭でない記載の釈明（明瞭でない記載の釈明に該当するもの／しないもの）

補正前の明細書等

発明の名称

物質Aのコーティング方法

特許請求の範囲

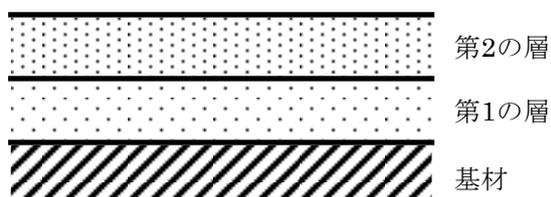
【請求項 1】

基材表面に物質Aを異なる濃度でコーティングする方法。

発明の詳細な説明の抜粋

物質A、溶媒及びポリマーを含む溶液Xを基材表面に塗布し、ポリマー中に物質Aが分散された第1の層をコーティングする。そして、この第1の層上に、溶液Xとは物質Aの濃度が異なる溶液Yを塗布し、物質Aの濃度が異なる第2の層をコーティングすることができる。

図面



【補正 1】

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

基材表面に物質Aを第1の濃度及び前記第1の濃度とは異なる第2の濃度でコーティングする方法。

【補正 2】

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

基材表面に物質Aを第1の濃度で含む第1の層をコーティングし、前記第1の層上に物質Aを前記第1の濃度とは異なる第2の濃度で含む第2の層をコーティングする方法。

〔拒絶理由の概要〕

請求項1の「物質Aを異なる濃度でコーティングする」という記載について、その意味内容が不明瞭である旨を指摘している。

〔結論〕

【補正1】については、明瞭でない記載の釈明に該当しない。

【補正2】については、明瞭でない記載の釈明に該当する。

〔説明〕

【補正1】では、「異なる濃度で」が「第1の濃度及び前記第1の濃度とは異なる第2の濃度で」に補正されているが、どのような状態で第1の濃度及び第2の濃度が

並存するのかが不明瞭である(多層状に並存するばかりでなく、例えば基材の領域ごとに濃度が異なる態様で並存するような、記載本来の意味内容とは異なる内容を意味する可能性もある)から、「物質Aを異なる濃度でコーティングする」という記載本来の意味内容が明らかにされているとはいえない。

【補正2】では、「物質Aを異なる濃度でコーティングする」という記載本来の意味内容が明らかにされている。

〔事例 34〕 明瞭でない記載の釈明 (明瞭でない記載の釈明に該当するもの)

補正前の明細書等

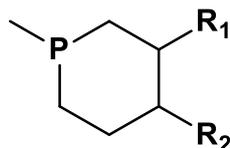
発明の名称

ホスファン誘導体

特許請求の範囲

【請求項1】

以下の式で示される化合物。



R<sub>1</sub>=アルキル

R<sub>2</sub>=アルコキシ、またはヒドロキシ

【請求項2】

R<sub>1</sub>はエチル、ビニル、アセチレンから選択されるアルキルである、請求項1記載の化合物。

発明の詳細な説明の抜粋

アルキルは、飽和または不飽和の炭化水素鎖である。

また、実施例として、R<sub>1</sub>がエチル、ビニル、アセチレンである化合物が記載されている。

〔拒絶理由の概要〕

請求項1には、R<sub>1</sub>として「アルキル」が記載されている。一般に、「アルキル」は飽和の炭化水素鎖を意味し、不飽和の炭化水素鎖は包含しないことが技術常識である。しかしながら、発明の詳細な説明には、R<sub>1</sub>における「アルキル」として、不飽和の炭化水素鎖も包含するという通常の意味と異なる意味を持つ旨の定義が置かれているから、請求項1のR<sub>1</sub>における「アルキル」が、不飽和の炭化水素鎖も包含するのかどうか不明となっており、特許を受けようとする発明が明確でない。

また、請求項2には、R<sub>1</sub>の「アルキル」として、ビニルやアセチレンといった不飽和の炭化水素鎖が記載されているが、上記のとおり、「アルキル」という用語が、通常の意味とは異なる意味で使用されているから、請求項2のR<sub>1</sub>が明確でない。

補正後の明細書等

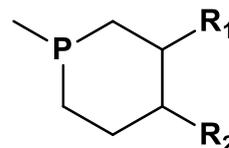
発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項1】

以下の式で示される化合物。



R<sub>1</sub>=アルキル、アルケニルまたはアルキニル

R<sub>2</sub>=アルコキシ、またはヒドロキシ

【請求項2】

R<sub>1</sub>はエチル、ビニル、アセチレンから選択されるアルキル、アルケニルまたはアルキニルである、請求項1記載の化合物。

発明の詳細な説明の抜粋

...

**[結論]**

明瞭でない記載の釈明に該当する。

**[説明]**

上記のとおり、請求項1および2の記載は、技術常識や明細書の記載との関係において不合理を生じている。

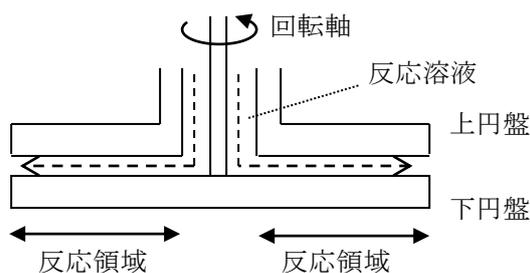
そこで、出願人は、「アルキル」という記載を、「アルキル、アルケニルまたはアルキニル」という記載へと補正を行ったが、当初明細書等には、「アルケニル」及び「アルキニル」について明示的記載はない。

しかしながら、発明の詳細な説明に「アルキルは、飽和または不飽和の炭化水素鎖である。」と記載されているところ、不飽和の炭化水素鎖とは「アルケニル」や「アルキニル」のことであり、さらに、補正前の請求項2及び実施例に「アルケニル」、「アルキニル」の具体例であるビニル、アセチレンが記載されていることを参酌すると、「アルキル」を、「アルキル、アルケニルまたはアルキニル」とする補正は、明瞭でない記載の釈明として認められる。

〔事例 35〕 明瞭でない記載の釈明 (明瞭でない記載の釈明に該当するもの)

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<p>発明の名称 流体反応装置</p>	<p>発明の名称 .....</p>
<p>特許請求の範囲</p>	<p>特許請求の範囲</p>
<p>【請求項 1】</p>	<p>【請求項 1】</p>
<p>A溶液とB溶液とを反応させてC粒子を析出させる方法において…上円盤と下円盤との間の間隙からなる反応領域を30秒～60秒通過させて、C粒子が平均粒子径10nm～50nmの超微粒子となる条件でC粒子を析出させる方法。</p>	<p>A溶液とB溶液とを反応させてC粒子を析出させる方法において・・・<u>A溶液の濃度を0.1～0.2mol/Lとし、B溶液の濃度を0.3～0.5mol/Lとし、上円盤と下円盤との間の間隙からなる反応領域を温度100℃～150℃で、30秒～60秒通過させて、平均粒子径10nm～50nmの超微粒子であるC粒子を析出させる方法。</u></p>
<p>発明の詳細な説明の抜粋</p>	<p>発明の詳細な説明の抜粋及び図面</p>
<p>平均粒子径10nm～50nmのC粒子を得るためには、AとBを含む反応溶液が反応領域を通過する時間を、30秒～60秒に設定するとともに、反応領域の温度を100℃～150℃に設定する必要がある。反応領域を通過する時間が30秒より短いとC粒子の成長が十分に進まず、60秒よりも長いと粒子が粗大化してしまう。また、反応温度が100℃よりも低いとAとBとの反応が進行しないためC粒子が析出せず、150℃よりも高いとC粒子の核の発生数が多くなりすぎ粒子が粗大化してしまう。</p>	<p>…</p>
<p>また、AとB溶液の濃度が高すぎても低すぎても所望の粒径の粒子は得られず、A溶液は0.1～0.2mol/L、B溶液は0.3～0.5mol/Lの濃度にする必要がある。</p>	

図面



**[拒絶理由の概要]**

- ・ 第36条第4項第1号(実施可能要件) :

最初の拒絶理由通知に対する補正によって、平均粒子径10nm～50nmの超微粒子となる条件でC粒子を析出させることが追加された。

そして、「平均粒子径10nm～50nmの超微粒子となる条件」とは、個々のパラメータを様々な条件で組み合わせて上記特定のサイズの超微粒子を析出させることを含んでいる。

しかし、本願明細書には、特定の反応溶液の通過時間、特定の温度、特定のA溶液とB溶液の濃度で析出反応を行い上記特定のサイズの超微粒子が得られることは記載されているものの、上記特定の条件以外の条件で特定のサイズの微粒子を析出させる一般的な指針は示されておらず、技術常識等を考慮しても、上記具体的に示された条件以外で、析出する粒子に影響を与え得る種々のパラメータの中から、上記特定のサイズの粒子が得られる条件を見いだすには、当業者といえども過度な試行錯誤が要求されるといえる。

よって、本願の発明の詳細な説明の記載は、当業者が本願発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載したものとはいえず、特許法第36条第4項第1号に規定する要件を満たしていない。

- ・ 第36条第6項第2号(明確性要件) :

A溶液とB溶液を反応させてC粒子を析出させる技術分野においては、通常、平均粒子径が100nm超の粒子が生成し、10nm～50nmの超微粒子を製造することは困難であることが出願時の技術常識であった。かかる技術常識を考慮すると、上記超微粒子を生成させる条件が、通過時間以外に具体的に規定されず、平均粒子径のみで規定された「C粒子が平均粒子径10nm～50nmの超微粒子となる条件」は、技術的に十分に特定されていないことが明らかであり、明細書及び図面の記載を考慮しても、請求項1の記載から発明を明確に把握することができない。

**[意見書における出願人の主張の概要]**

条件が明確に特定されていなかった「平均粒子径10nm～50nmの超微粒子となる条件」について、明瞭でない記載の釈明を目的として、反応溶液の通過時間に加えて、温度、A溶液とB溶液の濃度を特定して条件を明確化した。これによって

拒絶の理由は解消するものとする。

**[結論]**

明瞭でない記載の釈明に該当する。

**[説明]**

上記補正は、最後の拒絶理由通知において明瞭でないと指摘された「平均粒子径10nm～50nmの超微粒子となる条件」について、発明の詳細な説明に記載された具体的な条件を用いることにより、明瞭に特定するものである。

したがって、この補正は、明瞭でない記載について、その本来の意味内容を明らかにする補正であって、かつ、第36条に基づく最後の拒絶理由通知で指摘された特定個所の記載不備の拒絶理由を解消するための補正といえる。

よって、この補正は、明瞭でない記載の釈明を目的とするものであって、拒絶の理由に示す事項についてするものであるから、補正が認められる。

〔事例 36〕 明瞭でない記載の釈明（明瞭でない記載の釈明に該当するもの）

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 伝送速度制御方法</p>	<p><b>発明の名称</b> .....</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 上りリンクを介してユーザデータを送信する移動局であって、 ..... 無線基地局から、第1のステップと第2のステップとを切り替える切替伝送速度を取得するように構成されている取得部とを具備し、 ..... 無線回線制御局から取得された前記切替伝送速度を用いて..... ..... することを特徴とする移動局。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 上りリンクを介してユーザデータを送信する移動局であって、 ..... <u>無線回線制御局から無線基地局を介して</u>、第1のステップと第2のステップとを切り替える切替伝送速度を取得するように構成されている取得部とを具備し、 ..... 無線回線制御局から取得された前記切替伝送速度を用いて..... ..... することを特徴とする移動局。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> 本発明は、移動局によって上りリンクを介して送信されるユーザデータの伝送速度を制御する伝送速度制御方法に関する。 .....、切替伝送速度は、無線回線制御局から取得された後、無線基地局を介して、移動局に通知される。</p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ... .....</p>

**[拒絶理由の概要]**

- ・ 第36条第6項第2号(明確性要件)：

請求項1には、「無線回線制御局から取得された前記切替伝送速度」と記載されているが、これより前に請求項1に記載された「切替伝送速度」は、「無線基地局から」取得されると記載されている。

してみると、「前記切替伝送速度」についての記載が整合せず、明瞭でない。

**[結論]**

明瞭でない記載の釈明に該当する。

**[説明]**

出願当初の明細書等には、「切替伝送速度」は無線回線制御局から取得されると記載されている。

そこで、「切替伝送速度」の取得先が、「無線回線制御局」であることが明確になるよう、請求項1に記載された「無線基地局から、第1のステップと第2のステップとを切り替える切替伝送速度を取得するように構成されている取得部」を、「無線回線制御局から無線基地局を介して、第1のステップと第2のステップとを切り替える切替伝送速度を取得するように構成されている取得部」へ補正した。

してみれば、当該補正は、出願当初の明細書等に記載された事項と整合させるものであり、明瞭でない記載の釈明に当たることは明らかである。

〔事例 37〕 明瞭でない記載の釈明／誤記の訂正（明瞭でない記載の釈明に該当するもの／誤記の訂正に該当するもの）

補正前の明細書等

発明の名称

基板用コンベア装置

特許請求の範囲

【請求項 1】

基板の両端をベルト機構によって搬送する基板用コンベア装置であって、第1搬送ガイドユニット及び第2搬送ガイドユニットを備え、第1搬送ガイドユニットは、基板を搬送する走行ベルトを備えた一対のワークガイドの幅を、搬送する基板に合わせることによって、基板を搬送する第1移動レーンを形成し、第2搬送ガイドユニットは、基板を搬送する走行ベルトを備えた一対のワークガイドの幅を、搬送する基板に合わせることによって、基板を搬送する第2移動レーンを形成し…前記第1移動レーン及び前記第2移動レーンは、基板を走行ベルト上に載置した状態で、それぞれ、走行ベルトの走行方向とは直交する方向に、第1駆動ユニット及び第2駆動ユニットによって移動可能なように配置されている基板用コンベア装置。

発明の詳細な説明の抜粋

本発明は、さまざまな大きさのプリント基板等の基板を搬送するために、基板の両端部のみを載置して基板を搬送する走行ベルトを備えた一対のワークガイドの幅を可変調整可能として、幅を搬送する基板に合わせることによって、汎用性を向上させるものである。

そして、この一対のワークガイドの幅を、搬送する基板に合わせることによって搬送できる状態を、「移動レーン」と規定している。また、一対のワークガイドで構成される移動レーン

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....及び前記第2移動レーンは、.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....配置されている基板用コンベア装置。

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
 .....  
 .....  
 .....。

を、走行ベルトの走行方向とは直交する方向に移動可能であり、複数の排出先に、プリント基板等の基板を供給可能となっている。

**[拒絶理由の概要]**

・ 第 36 条第 6 項第 2 号(明確性要件) :

請求項 1 には「前記第 2 移動ルール」と記載されているが、この記載の前には「第 2 移動レーン」の記載は存在するものの、「第 2 移動ルール」の記載は存在せず、発明が不明瞭である。

**[結論]**

前者の補正については、明瞭でない記載の釈明に該当する。

後者の補正については、誤記の訂正に該当する。

**[説明]**

前者の補正は、拒絶理由通知で不明瞭であると指摘された事項について、その不明瞭さを正して本来の意味内容を明らかにするものであるから、明瞭でない記載の釈明に該当する。

後者の補正は、請求項の他の箇所及び発明の詳細な説明においては一貫して「基板」の語が用いられており、発明の詳細な説明の記載及び出願時の技術常識を考慮すると、「基板」の誤記であることが明らかといえるから、誤記の訂正に該当する。

**(補足説明)**

明瞭ではないことを拒絶理由通知で指摘していない場合であって、特許請求の範囲や明細書中に明瞭ではない記載が存在することを出願人が発見したとき、たとえ補正することによって明瞭となるとしても、明瞭でない記載の釈明は、拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限られるから、そのような補正をすることはできない(第 17 条の 2 第 5 項第 4 号違反)。しかし、明らかな誤記である場合は、「誤記の訂正」であることを、意見書で主張して補正することは可能である。

その際、意見書において、単に誤記の訂正である旨を主張するのではなく、その語句の前後の記載や、他の記載箇所を示しつつ、誤記の訂正であることを主張すると、第三者から見ても、誤記の訂正であることが、より明確になる。

### 8.3 その他

〔事例 38〕 新規事項の追加を理由とする最後の拒絶理由通知後の補正（目的外補正に該当するもの）

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> 熱可塑性樹脂組成物	<b>発明の名称</b> .....
<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 縮合系の熱可塑性樹脂100質量部に対して、リン酸エステル50～200質量部配合した、難燃性に優れた熱可塑性樹脂組成物。	<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 熱可塑性樹脂100質量部に対して、芳香族リン酸エステル50～200質量部配合した、難燃性に優れた熱可塑性樹脂組成物。
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> 本願におけるリン酸エステルは熱可塑性樹脂の難燃性を改善するのに有効である。熱可塑性樹脂としてはポリエステル、ポリアミド等が例示される。 なお、難燃性を改善するためのリン酸エステルとしては、芳香族リン酸エステルがより好ましい。	<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ..... ..... ..... .....。

#### 〔補足〕

最初の拒絶理由通知に対して、「熱可塑性樹脂」を下位概念の表現である「縮合系の熱可塑性樹脂」に補正しようとした。

しかし、当該補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえないので、新規事項の追加を理由とする最後の拒絶理由通知がされた。

当該最後の拒絶理由を解消すべく、「縮合系の熱可塑性樹脂」を上位概念の表現である「熱可塑性樹脂」に補正し、出願当初の明細書等に記載された発明とすると同時に、最初の拒絶理由通知に係る拒絶理由を解消するために「リン酸エステル」を下位概念の表現である「芳香族リン酸エステル」に補正したものである。

#### 〔結論〕

請求項の削除、請求項の限定的減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明のいずれにも該当しない。

#### 〔説明〕

この補正において、「リン酸エステル」を「芳香族リン酸エステル」とする補正は、発明特定事項の一部である「リン酸エステル」を概念的に下位のものに限定

している。しかし、「縮合系の熱可塑性樹脂」を「熱可塑性樹脂」とする補正は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項の一部である「縮合系の熱可塑性樹脂」を概念的に上位のものにしたものである。

したがって、この補正は、請求項の限定的減縮に該当しない。

また、補正前の請求項の記載自体は明確であり、発明も技術的に明瞭に特定されているので、明瞭でない記載の釈明に該当しない。

さらに、明らかな字句・語句の誤りでもないため、誤記の訂正に該当しない。

請求項の削除にも該当しない。

〔事例 39〕 新規事項の追加を理由とする最後の拒絶理由通知後の補正（限定的減縮に該当するもの）

補正前の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> コンバインの走行装置におけるローリング制御装置</p>	<p><b>発明の名称</b> ..... .....</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 鉄クローラーを備えるクローラー式の走行装置を機体の左右に有するコンバインにおいて、右及び左の走行装置に個別に作動する一対の<u>流体圧シリンダー</u>の一端を取付け、該<u>流体圧シリンダー</u>の另一端を機体に取り付けたローリング制御装置。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 鉄クローラーを備えるクローラー式の走行装置を機体の左右に有するコンバインにおいて、右及び左の走行装置に個別に作動する一対の<u>油圧シリンダー</u>の一端を取付け、該<u>油圧シリンダー</u>の另一端を機体に取り付けたローリング制御装置。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> コンバインが凸凹のある田畑で走行する際に機体が傾斜することを防止するローリング制御装置に関する。 走行装置の走行部は、鉄クローラーで構成することができる。</p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ..... ..... .....。</p>

**[補足]**

最初の拒絶理由通知に対して、当該最初の拒絶理由通知に係る拒絶理由を解消するべく、「クローラー式の走行装置」を「鉄クローラーを備えるクローラー式の走行装置」と補正した。また、「油圧シリンダー」を上位概念の表現である「流体圧シリンダー」に補正した。

しかし、「油圧シリンダー」を「流体圧シリンダー」とする補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえないので、新規事項の追加を理由とする最後の拒絶理由通知がされた。

そのため、当該最後の拒絶理由通知に係る拒絶理由を解消すべく、「流体圧シリンダー」を下位概念の表現である「油圧シリンダー」に補正したものである。

**[結論]**

特許請求の範囲の限定的減縮に該当する。

**[説明]**

この補正において、「流体圧シリンダー」を「油圧シリンダー」とする補正は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項の一部である「流体圧シリンダ

一」を概念的に下位のものにしたものである。また、補正によって、発明の解決しようとする課題や産業上の利用分野は変更されていない。